$\circ$	0	$\circ$
地域公共	高齢者、	高齢者、
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平4	、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
成十九 仁	る法律	る法律
午法律第	(平成七	(平成士
(平成十九年法律第五十九号) (抄) (附	(平成十八年法律第九十一	-成十八年法律第九十一
号) (	律第九	律第九
抄) (	十一号)	十一号
則	(抄	) (抄)
第五条関係	<u> </u>	(第
<b>孫</b> ()	(第二条関係)	
•	係)	一条関係)
•		
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•		•
	• 15	

七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用一~六 (略) 該各号に定めるところによる。第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当(定義)	(基本理念) (基本理念) (基本理念)	1次   1次   1次   1次   1次   1次   1次   1次	改 正 案	○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成.
の事業の用 七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用それぞれ当 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当(定義)	San	目次	現行	(平成十八年法律第九十一号)(抄)(第一条関係)    (傍線の部分は改正部分)

主務省令で定めるものに限る。)、船舶及び航空機をいう。 世内の他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他の他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に乗する自動車にあっては道路運送法第送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第に供する車両、自動車(一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運

### 八~二十 (略)

移動が通常徒歩で行われる地区であること。いて利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいて 生活関連施設 (高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活にお

あること。
市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区で
・ 一 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都

イ 前号イに掲げる要件一十 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

ると認められる地区であること。いて移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であって活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設につ

主務省令で定めるものに限る。)、船舶及び航空機をいう。 の他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車いすそ乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に乗する自動車にあっては道路運送法第送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第に供する車両、自動車(一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運

八~二十 (略)

(新設)

イ 生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活にお二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

移動が通常徒歩で行われる地区であること。う。以下同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間のいて利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をい

、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。)いう。以下同じ。)を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場口 生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設相互間の経路を

二十二~二十四

子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他 の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車椅

一十六~二十八 (略)

(基本方針)

第三条 (略)

2 基本方針には、 次に掲げる事項について定めるものとする。

一·二 (略)

次に掲げる事項 第二十四条の 二第一 項の移動等円滑化促進方針の指針となるべき

する事項 移動等円滑化促進地区における移動等円滑 化の促進の意義に関

滑化の促進に関する基本的な事項 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円 移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項

イからハまでに掲げるもののほか、 0 促進のために必要な事項 移動等円滑化促進地区にお

四・五(略)ける移動等円滑

3 • 4

、国の責務

第四条 について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関 講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容 他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の 国は、 高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その

> であると認められる地区であること。 について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要

二十二~二十四

二十五 すを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他 の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車

二十六~二十八 (略)

(基本方針)

第三条 (略)

2 基本方針には、 次に掲げる事項について定めるものとする。

(略)

(新設)

三|

3 • 4

(国の責務)

第四条 講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者

ずるよう努めなければならない。 者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、 及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの 適切な方法により検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講 適時に、 かつ

2 利用して移動するために必要となる支援その他の移動等円滑化の実施 る国民の理解を深めるとともに、 に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。 国は、教育活動、 広報活動等を通じて、 高齢者、 移動等円滑化の促進に関す 障害者等が公共交通機関を

国民の責務

第七条 るよう努めなければならない。 らの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をす 確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が 公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他のこれ 国民は、 高齢者、 障害者等の自立した日常生活及び社会生活を

(道路管理者の基準適合義務等)

第十条 (略

2 \ \ 4 (略)

5 者等に対し 一要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。 道路管理者は これらの者が当該新設特定道路を円滑に利用するために その管理する新設特定道路について、 高齢者 障害

6 (略

(路外駐車場管理者等の基準適合義務等)

第十一条 (略)

2 \ 4 (略)

5 円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなけ 高齢者、 路外駐車場管理者等は、 障害者等に対し、 その管理する新設特定路外駐車場について これらの者が当該新設特定路外駐車場を

> よう努めなければならない。 切な方法により検討を加え、 意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、 その結果に基づいて必要な措置を講ずる 適時に、 かつ、

適

るよう努めなければならない。 る国民の理解を深めるとともに、 国は、 教育活動、 広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関 その実施に関する国民の協力を求め

2

(国民の責務)

第七条 ばならない。 円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなけれ 確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の 国民は、 高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活

(道路管理者の基準適合義務等)

第十条 (略)

 $\frac{2}{4}$ 略

(新設)

5 (略)

(路外駐車場管理者等の基準適合義務等)

第十一条 (略)

2 \ 4 (新設) (略)

## ればならない。

(公園管理者等の基準適合義務等)

第十三条 (略)

6 するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならな 障害者等に対し 公園管理者等は、 これらの者が当該新設特定公園施設を円滑に利用 その管理する新設特定公園施設について、 高齢者

、特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第十四条 ならない。 ために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基 の条において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化の おいて同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物(以下こ (用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条に (以下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければ 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築

2~5 (略)

6 物について う努めなければならない。 定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよ 建築主等は、 高齢者、 その所有し、 障害者等に対し、 管理し、 又は占有する新築特別特定建築 これらの者が当該新築特別特

第二十四条 略

第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進 に関する措置

(移動等円滑化促進方針

(公園管理者等の基準適合義務等)

第十三条 (略)

2 5 5

(新設)

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第十四条 \ ` 下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならな 必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以 おいて「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために おいて同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物 (用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条に 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建 (次項に

(新設)

第二十四条 (略)

(新設)

- 成するよう努めるものとする。
  の促進に関する方針(以下「移動等円滑化促進方針」という。)を作当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化第二十四条の二、市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、
- | 移動等円滑化促進地区の位置及び区域
- 等円滑化の促進のために必要な事項 前二号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動
- ついて定めるよう努めるものとする。 円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針に 前項各号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進方針には、移動等
- の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる。所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報を動等円滑化促進方針には、市町村が行う移動等円滑化促進地区に
- ものとする。 ものとものとするときは、あらる。 ものとする。 ものとするときは、あらる。
- 管理者及び公安委員会に送付しなければならない。れを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置市町村は、移動等円滑化促進方針を作成したときは、遅滞なく、こ

7

- 9 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、移動等円滑化促進方たときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。 主務大臣は、前項の規定により移動等円滑化促進方針の送付を受け
- あた質いの前質にでつれては、多効等円骨には低が大りですといいばならない。た広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなけれがの作成及びその円滑かつ確実な実施に関し、各市町村の区域を超え

(移動等円滑化促進方針の評価等)

第二十四条の三 市町村は、移動等円滑化促進方針を変更するもの 、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更するもの あられた移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の 、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針において定 をする。

は、(新設)

(協議会)

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村
- 区における移動等円滑化の促進に関し密接な関係を有する者一関係する施設設置管理者、公安委員会その他移動等円滑化促進地
- る者 | | 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認め
- 3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協

議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。

- 4 当該通知に係る協議に応じなければならない。 前項の規定による通知を受けた者は、 正当な理由がある場合を除き
- 5 協議の結果を尊重しなければならない。 協議会において協議が調った事項については、 協議会の構成員はそ
- 6 議会が定める。 前各項に定めるもののほか、 協議会の運営に関し必要な事項は

(移動等円滑化促進方針の作成等の提案)

おいては、基本方針に即して、当該提案に係る移動等円滑化促進方針 方針の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合に 一十四条の五 次に掲げる者は、市町村に対して、 移動等円滑化促進

の素案を作成して、これを提示しなければならない。 施設設置管理者その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成す

- る 高齢者、 般交通用施設の管理者 般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者 障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構
- 2 等円滑化促進方針の作成又は変更をしないこととするときは、 円滑化促進方針の作成又は変更をするか否かについて、 由を明らかにしなければならない。 該提案をした者に通知しなければならない。 前項の規定による提案を受けた市町村は、 当該提案に基づき移動等 この場合において 遅滞なく その の移理動 当

(行為の届出等)

第二十四条の六 等又は道路管理者は、 れのあるものとして政令で定めるものをしようとする公共交通事業者 為であって当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそ 化促進地区の区域において、 省令で定めるところにより、 移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑 当該行為に着手する日の三十日前までに、 行為の種類 旅客施設の建設、 場所、 道路の新設その他の行 設計又は施行方法、

(新設)

(新設)

いては、この限りでない。
らない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為につらない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為につ

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る背の規定による届出をした者は、その届出に係る事項の変更に係る。
- ときは、その旨を主務大臣に通知することができる。 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じない
- 実施すべきことを勧告することができる。 していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該措置を の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて同項の措置を実施 主務大臣は、前項の規定による通知があった場合において、第三項

(市町村による情報の収集、整理及び提供)

(新設)

、整理及び提供を行うものとする。

「、整理及び提供を行うものとする。

「、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化に関する情報の収集、整理及第二十四条の七 第二十四条の二第四項の規定により移動等円滑化促進

1、日本)、 公共で通事等音等をが宜客管理音は、前号)見言に(施設設置管理者による市町村に対する情報の提供)

(新設)

務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が旅客施設及び特定り情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主第二十四条の八公共交通事業者等及び道路管理者は、前条の規定によ

ならない。
道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければ

2 より情報の を当該市町村に提供するよう努めなければならない |務省令で定めるところにより 路外駐車 定公園 十場管理 収集、 施設及び特別特定建築物を利用するために 者等、 整理及び提供を行う市 公園 管 理者等及び建築主等は 高齢者、 町 村の 障害者等が 求めがあったときは、 特定路外駐車場 必要となる情報 条の 規 定に

移動等円滑化基本構想)

2~5 (略)

(削る)

案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理8 市町村は、第二十六条第一項の協議会が組織されていない場合には

9 (略)

10 第二十四条の二第四項、第五項及び第七項から第九項までの規定

(移動等円滑化基本構想)

いう。)を作成することができる。 重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下「基本構想」と市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の第二十五条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該

2~5 (略)

7 ( 略

| 8 市町村は、基本構想を作成しようとする場合において、次条第一項の協議会が組織されていない場合には、基本情想を作成するに関する事項について、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。) と協議をしなければならない。 | と協議をしなければならない。 | と協議をしなければならない。 | し、当該市町村は、基本構想を作成しようとする場合において、次条第一項成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。

10

(新設)

は

(新設)	条の二第四項の規定により基本構想において市町村が行う移動等円滑第四十条の二(第二十五条第十項において読み替えて準用する第二十四(市町村による情報の収集、整理及び提供等)
第四十条 (略)	第四十条 (略)
2~6 (略)	6 (略)
以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会(第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に(協議会)	おいて「協議会」という。)を組織することができる。び評価を含む。)に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条に関する協議及び基本構想の実施(実施の状況についての調査、分析及第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に(協議会)
(新設)	を変更するものとする。 第二十五条の二 市町村は、基本構想において定められた重点整備地区におむね五年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区においる特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を作成した場合においては、おお
	までの規定は、基本構想の変更について準用する。 11 第二十四条の二第七項から第九項まで及びこの条第六項から第九項
主務大臣及び委員会に、基務	(削る)
は、基本構想	(削る)
	えるものとする。中「移動等円滑化促進地区」とあるのは、「重点整備地区」と読み替中「移動等円滑化促進地区」とあるのは、「重点整備地区」と読み替、基本構想の作成について準用する。この場合において、同条第四項

は に関する情 0 は 収 報 当該基本構想に基 0 収 集 整理及び提供を行うも 整理 及び提供に関する事 き移動等円滑化 のとする。 項が 関する事項に 定めら れたとき つ

2 を行う  $\overline{+}$ 应 市 条 0 村の 八 0) 規定は、 求めがあった場合について準用する。 前項 の規定により 情 報の収集 整理 及び

### 移動等円滑化経路協定の締結等)

第四 。)は、その全員の合意により、 について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が等の目的となっている土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間 地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された 路協定」という。 化のための経路の整備又は管理に関する協定 の所有者及び借地権等を有する者。 地として指定された土地にあっては、 たことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。)を有する 土地にあっては、 十三条において準用する場合を含む。 1十一条 第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。 !宅地の供給の促進に関する特別措置法 当該土地を使用する権利 所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その (土地区画整理法第九十八条第一項 (大都市地域における住宅及び となって 土地を使用している場合を除く。)においては、 移 いる土地の所有者の合意を要しない。 動等円滑 )を締結することができる。 当該土地に対応する従前の土地) 化 促進 (臨時設備その他 地区内又は重点整備 当該土地の区域における移動等円滑 以下「土地所有者等」と総称する 当該土地に対応する従前の土地 以下同じ。)の規定により仮換 (昭和五十年法律第六十七号 (以下「移動等円滑化経 一時使用のため設定され ただし、 地区内の一 の区域内に借地権 当該借地権等 当該土地 団の土 )第八 主 他地 Ò

### 2·3 (略

# (一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)

第五十条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で

## 、移動等円滑化経路協定の締結等)

四十一条 の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。 が当該土地を使用している場合を除く。)においては、 間について上下の範囲を定めて設定されたもので、 権等の目的となっている土地がある場合 た土地にあっては、 土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定され 経路協定」という。)を締結することができる。 滑化のための経路の整備又は管理に関する協定 る。)は、その全員の合意により、 借地権等を有する者。 された土地にあっては、 を含む。 特別措置法 条第一項 臨時設備その他 工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利 「大都市住宅等供給法」という。)第八十三条において準用する場合 以下「借地権等」という。)を有する者(土地区画整理法第九十八 以下この章において同じ。 (大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する 重点整備 (昭和五十年法律第六十七号。 一時使用のため設定されたことが明らかなものを除 当該土地に対応する従前の土地) 地区内の一団の土地の所有者及び建築物その >合意により、当該土地の区域における移動等円以下この章において「土地所有者等」と総称す 当該土地に対応する従前の土地の所有者及び )の規定により仮換地として指 (当該借地権等が地下又は空 第四十五条第二項において (以下「移動等円滑化 ただし、 当該 の区域内に借地 土地の 当該借地 当該土地 所 権等 有者 他

### 2 · 3 (略)

## 一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定

第五十条 重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有

円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、 協定を定めることができる。 当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路 一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等

略

第五十二条 (略

(移動等円滑化の進展の状況に関する評価)

第五十二条の二 で構成する会議を設け、 び高齢者、障害者等、 及び評価するよう努めなければならない。 国は、 地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者 移動等円滑化を促進するため、 定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握 関係行政機関及

(主務大臣等)

第五十四条

2 七項及び第八項(これらの規定を同条第十項並びに第二十五条第十項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十四条の二第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項 条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第 及び第十一項において準用する場合を含む。)における主務大臣は国 土交通大臣、 第九条、第二十四条、 国家公安委員会及び総務大臣とする。 第二十四条の六第四項及び第五項、 第五十四条

3 • 4

第六十二条 に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金

第二十条第二項の規定に違反して、 又は虚偽の届出をして、 第二十四条の六第一項又は第二項の規定に違反して 同条第一項本文又は第二項に規定する行 表示を付した者 届出をせず

> 化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。 めるときは、市町村長の認可を受けて、 者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認 当該土地の区域を移動等円滑

2 \ 4 略

第五十二条 (略)

(新設)

(主務大臣等)

2 交通大臣、 条第十三項において準用する場合を含む。)における主務大臣は国 交通大臣とし、 いて準用する場合を含む。)、第三項及び第五項、 第九条、第二十四条、 ||宋第十三項において準用する場合を含む。)における主務大臣は国土||文通大臣とし、第二十五条第十一項及び第十二項||(これらの規定を同||第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土いて準用する場合を含む。)、第三項及び第五項、第三十二条第三項 国家公安委員会及び総務大臣とする。 第二十九条第一項、第二項 (同条第四項に

3 4 略

第六十二条 に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、 三十万円以下の罰

第二十条第二項の規定に違反して、 表示を付した者

(新設)

一点をした者
--------

0
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)
(抄)
(第二条関係)
(傍線の部分は改正部分)

現 行

目 第一 次 章 ,第四章 略 改 正 案

第五章 移動等円滑化経路協定 第四 +第五十 一条)

第六章 第五章の二 (略) 移動等円滑化施設協定 (第五十 条の二

第七章 附則 罰則 (第五十九条 —第六十六条

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、 該各号に定めるところによる。 それぞれ当

(略)

公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

イ・ロ (略)

り乗合旅客の運送を行うものに限る。 旅客自動車運送事業者 道路運送法 般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送 (昭和二十六年法律第百八十三号)による一般乗合 (路線を定めて定期に運行する自動車によ 以下この条において同じ。

事業者 (略

された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期 期航路事業者 航路事業を除く。 定期航路事業 海上運送法 (日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立 (昭和二十四年法律第百八十七号)による一般旅客 次号二において同じ。)を営む者及び旅客不定

目 次

第一章~ 第四章 略

第五章 移動等円滑化経路協定 (第四十

(新設)

第六章 略

第七章 罰則 (第五十九条 -第六十五条

附則

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、 該各号に定めるところによる。 それぞれ当

(略)

兀 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

イ・ロ (略)

り乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。 旅客自動車運送事業者(路線を定めて定期に運行する自動車によ 及び一般乗用旅客自動車運送事業者 道路運送法 (昭和二十六年法律第百八十三号) による一般乗合

ホ 航路事業を除く。 された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期 定期航路事業(日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立 海上運送法 (昭和二十四年法律第百八十七号)による一般旅客 次号ニにおいて同じ。)を営む者

(略)

(略)

五. 客の乗降、 旅客施設 待合いその他の用に供するものをいう。 次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅

定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。 海上運送法による輸送施設 (船舶を除き、 同法による一般旅客

齢者 る。)、船舶及び航空機をいう。 客の運送を行うためこれらの事業の用に供する自動車にあっては高貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅 五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第 に供する車両、自動車(一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運 車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限 車両等 障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の

八~二十二 (略)

公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

(略)

化のために必要な事業 床面の低いものとすることその他の特定車両に関する移動等円滑 旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。 貸切旅客自動車運送事業者又は 特定車両 (軌道経営者、 般乗合旅客自動車運送事業者 一般乗用旅客自動車運送事業者が 以下同じ。)を

一十四~二十八 (略)

2 • 3

略

(公共交通事業者等の基準適合義務等)

五. 客の乗降、 旅客施設 待合いその他の用に供するものをいう。 次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅

イ〜ハ

定期航路事業の用に供するものに限る。) 海上運送法による輸送施設 (船舶 を除き、 同法による一般 旅客

ホ 略

(略)

乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般 に供する車両、自動車(一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用 供する自動車にあっては高齢者、 主務省令で定めるものに限る。)、船舶及び航空機をいう。 の他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他 送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第 車両等 障害者等が移動のための車椅子そ

八~二十二

二十三 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

(略)

面の低いものとすることその他の特定車両に関する移動等円滑化客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。)を床 のために必要な事業 特定車両(軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅

二十四~二十八 略

(公共交通事業者等の基準適合義務等)

第八条 (略)

2 • 略

一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同項各号に掲るため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、前条第第九条の三 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進す(指導及び助言)	改定をするものとする。  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。 第九条の二 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため、次に掲げる事項並びに移動等円滑化のために公共交通事業者(公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項)	第九条 (略)	5・6 (略)	旅客施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければな交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共
(新 設)		<u>·</u>	(新 設)	第九条	4  • 5	(新 設)
				(略)	(略)	

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた公共交通事業者等がその第九条の七 主務大臣は、公共交通事業者等に対し、当該旅客施設及び車両等の移動等円滑化の状況が第九条の二第一項に規定する判設及び車両等の移動等円滑化の状況が第九条の二第一項に規定する判とるべき「の勧告をすることができる。 をとるべき「の勧告をすることができる。 をとるべき「の勧告をすることができる。	ならない。 その他主務省令で定める移動等円滑化に関する情報を公表しなければ まり、第九条の四の計画の内容、当該計画に基づく措置の実施の状況 はの表ので定めるところに (公表)	事項を主務大臣に報告しなければならない。 より、前条の計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める第九条の五 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところに(定期の報告)	(計画の作成) 「計画の作成」 「計画の作成」 「計画の作成」 「計画の作成」 「計画の作成」 「計画の作成」 「計画の作成」 「計画の作成」 「計画の作成」 「計画の作成」 「計画の作成」 「計画の作成」 「おいて定める要件に該当する者に限る。次条から第九条の七までにおいて同じ。」は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の七までにおいて同じ。」は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の上までにおいて必要な指導及び助言をすることができる。
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	勧告に従わなかったときは、
	· / · 三 · ·	その旨を公表することができる。

### 第二十二条 (略)

(協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等)

第

建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、 建築等をしようとするときは、 旅客施設」という。)の敷地に隣接し、又は近接する土地において協 等の事業の用に供するものに限る。次項において「移動等円滑化困難 定建築物特定施設を有する建築物(以下「協定建築物」という。 ところにより主務大臣が認める旅客施設 体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させるこ 定施設 とが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令で定める 十二条の二 (以下この条において 建築主等は、 次の各号のいずれかに該当する建築物特 「協定建築物特定施設」という。 主務省令で定めるところにより、 (次の各号の公共交通事業者 所管行政庁の認定を申 と \_ 協定 (新設)

する移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成する建築物特定一建築主等が公共交通事業者等と締結する第四十一条第一項に規定請することができる。

2 前項の申請に係る協定建築物特定施設(協定建築物特定施設と移動規定する移動等円滑化施設協定の目的となる建築物特定施設 建築主等が公共交通事業者等と締結する第五十一条の二第一項に

認定を受けたものでなければならない。

認定を受けたものでなければならない。

認定を受けたものでなければならない。

認定を受けたものでなければならない。

認定を受けたものでなければならない。

認定を受けたものでなければならない。

認定を受けたものでなければならない。

認定を受けたものでなければならない。

認定を受けたものでなければならない。

7.二十二条 (**略** 

3 第 協定建築物の位置 項の計 画には、 次に 掲げる事項を記載しなければならない。

関する事項 計画に係る協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に 協定建築物の延べ面積、 構造方法及び用途並びに敷地面積

五四 その他主務省令で定める事項 協定建築物の建築等の事業に関する資金計画

4 る協定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合す ると認めるときは、 所管行政庁は、 第 認定をすることができる。 項の申請があった場合において、 当該申請に係

施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、 第十七条第三項第一号に規定する主務省令で定める建築物特定 第十七条第三項第一号に規定する主務省令で定める建築物特定 15項第三号に掲ける事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、か

実に遂行するため適切なものであること。 前項第四号に掲げる資金計画が、 協定建築物の建築等の事業を

5 受けた者 第十八条第一 に係る当該認定を受けた計画について準用する。 第十八条、 (第五十三条第五項において「認定協定建築主等」 第十九条、 項中 「前条」とあるのは 第二 一十一条及び前条の規定は、 第 <u>十</u> 一条の一 この場合において 前 第 項 の認定 という。 項から

規定する協定建築物 という。 第四項まで」 同項に規定する協定建築物特定施設」 の建築物特定施設」 Ł 第十九条中 (第 一十一条において 「特定建築物 とあるのは 以下 「認定協定建築物」 「第二十二条の二第 と、 第一 「認定特定建築物」 一十一条中 という 「認定 項に

第五十一 略

。 特定建築物」とあるのは

「認定協定建築物」

と読み替えるものとする

第五章の二 移動等円滑化施設協定

> 第五十一 条

(新設)

略

第五 条にお 含む。 もので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。 当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定された 前の土地)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合 きる。 においては を構成するものを除き、 土地の土地所有者等は、 より仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従 って移動等円滑化のための事業の実施に伴 しない。 動等円滑化に資する施設 に利用することができる案内所その他の当該土地の区域における 条の二 ただし、 いて 次項 において同じ。 「移動等円滑化施設協定」という。 当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を 当該土地 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一 高齢者、 その全員の合意により (土地区画整理法第九十八条第 (移動等円滑化経路協定の目的となる経路 の整備又は管理に関 障害者等の利用に供しない施設であ い移転が必要となるものを を締結することがで 高齢者、 する協定 項の規定に 障害者等が (以下この 寸

2 移動等円滑化施設協定においては、 次に掲げる事項を定めるもの

移動等円滑化施設協定の目的となる土地の区域及び施設の位置 次に掲げる移動等円滑化に資する施設の整備又は管理に関する事

イ 項 口 前号の施設の整備又は管理に関する事項 前号の施設の移動等円滑化に関する基準

のうち、

必要なもの

移動等円滑化施設協定の有効期間

四三 移動等円滑化施設協定に違反した場合の措置

3 移動等円滑化施設協定区域」という。 項第三号中「第四十一条第二項各号」とあるのは「第五十一条の二第 滑化施設協定について準用する。この場合において、 一項各号」と、 前章 (第四十一条第一項及び第二項を除く。) の規定は、 第五十一 同条第二項中 条の二第二項第一号の区域 移動等円滑化経路協定区域」 <u>\_\_\_\_</u> と (以下この章において -「移動等円滑化経路協 第四十三条第一 移動等円 とある

経路協 六条及び第四 第四十八条第 定区域内」とあるのは 第 定区域 項 項」 第四十五条、 と読み替えるものとする。 十九条中 とあるのは 項並びに第五十条第 「移動等円滑化施設協定区域内」 第四十 第四十六条、 「移動等円滑化施設協定区域」 一条第 項及び第四項中 第四十七条第 項」とあるのは 項及び第三項、 と 「移動等円滑化 「第五十一条 と 第四十四 第四十

(報告及び立入検査)

2 \ 4 第五十三条 (略) (略)

5 る。 建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができ定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る協定 認定を受けた計画 所管行政庁は、 認定協定建築主等に対し、 (同条第五項において準用する第十八条第一 第二十二条の二第四 項の規 項 0

6 | 7 | 略

(主務大臣等)

第五十四条

(略)

2

条の七、 国土交通大臣、 項及び第十一項において準用する場合を含む。)における主務大臣は 第六項及び第七項(これらの規定を同条第九項並びに第二十五条第十 項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十四条の二 九条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、 第三項及び第五項、 を含む。)、第二十四条、第二十四条の六第四項及び第五項、 項において読み替えて準用する第十八条第二項において準用する場合 第九条、 第二十二条の二 第九条の一 国家公安委員会及び総務大臣とする。 第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一 第 第一 項、 項及び第二項 第九条の三から第九条の五まで、 (これらの規定を同条第五 第二十 第九 2

(報告及び立入検査)

 $\frac{2}{4}$ 第五十三条

(新設)

5 | 6 |

略

第五十四条

(略)

(主務大臣等)

土交通大臣、 及び第十一項において準用する場合を含む。)における主務大臣は国 六項及び第七項(これらの規定を同条第九項並びに第二十五条第十項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十四条の二第 三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項条第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第 第九条、第二十四条、 第二十四条の六第四項及び第五項、 第二十九

国家公安委員会及び総務大臣とする。

3 4 略

3 • 4

(略

第六十六条(略)	た者は、五十万円以下の過料に処する。第六十五条 第九条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をし	の報告をした者	第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金 「関九条の五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 「第九条の四の規定による提出をしなかった者 に処する。
第六十五条 (略)	(新設)	た者 第五十三条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし一 (略) 第六十三条 (略)	、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。第六十一条第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず

 $\bigcirc$ 

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)(抄)(附則第五条関係)

(傍線の部分は改正部分)